

工学倫理における倫理綱領の7原則と現実的諸問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牧口, 奏江 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/44865

平成 27 年度修士論文概要（人文学専攻・哲学）

「工学倫理における倫理綱領の 7 原則と現実的諸問題」

牧口 奏江

本研究では、工学倫理における倫理綱領に示されるべき原則を 7 つ提唱し、それらを工学倫理教育の過程でどう活用していくべきであるのか、ということについて現実的諸問題と照らし合わせながら考察する。

しかしながら、倫理綱領と言っても、これは一般によく知られた存在ではないことからその歴史や制定の意義を序章で概観する。そして、工学倫理を内包する専門職倫理の前提となっているプロフェッション概念とはどういったものなのかを明らかにした上で、専門職倫理共通の原則である「専門性原則」を第 1 章で導き出す。ここで依拠しているのは主に工学倫理先進国であるアメリカにおいて生じたプロフェッション概念とその発達過程における議論である。

続いて工学倫理に特有の性格を反映した原則を 6 つ示していく。6 つの原則は 2 つに分類可能なもので、第 2 章で示すのは組織の倫理の立場に立った「公益追及の原則」と「持続可能性原則」、「利益相反の回避原則」の 3 つである。そして、第 3 章で示すのは個人の倫理の立場に立った「国際的視野の原則」と「信義誠実の原則」、「自律性原則」の 3 つの原則である。これら全ての原則は、工学を専門とする技術者たちが直面している現実的な問題や事例を参考にしながら私が抽出した原則である。

結びに、終章においては、原子力災害と企業不祥事のケーススタディを示し、倫理綱領が今後どのように活用されていくことが望ましいのかを工学倫理教育の枠組の中で考察する。

本研究によって倫理綱領の存在価値が認められ、日本国内でも再検討されることを期待する。そして、その倫理綱領に従って自ら自己規制を課し、公益に資することを第一に考えられる誇り高い技術者を育み、向上させることのできるシステムの構築が成されることを望む。そのことによって、これまで繰り返されてきた科学技術の脅威である事故や事件を未然に防ぎ、持続可能な社会が実現すると私は考えている。

また、本研究においては、主に専門的職業人としての技術者によって扱われる倫理綱領を研究対象とし、それらを工学倫理教育の場においてどう活用していくべきであるのか、ということについての的をしばって議論を展開してきた。しかし、技術者とは、あらゆる利害関係者から独立し、公益追及の理念を掲げ、様々な意味での持続可能性を追求すべき存在でなければならない。加えて、その専門性故に得られる特別な待遇に慢心することなく自己を律し、自分の技量の及ぶ範囲を弁え、広い視野を持つことによって、誇り高い技術者としてのあり方を希求し続けなければならない。こういった技術者の姿に我々一般人が無関心に帯びた目を向けることは決してできないだろう。よって、この倫理綱領の取組みを一般にも広く浸透させ、一般の人々が科学技術とどう関わっていくべきなのか、メタレベルでの議論を深めることを今後の課題とする。

（金沢大学大学院人間社会環境研究科博士前期課程）